

財規・会計規の改正も要確認

V

収益認識基準の 早期適用に伴う留意点

有限責任あずさ監査法人

島田 諤子

事項の可否を判断するところの考え方が示されている。

はじめに

企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」（および関連する適用指針）は、主に会計処理に関する定めが2018年3月30日に公表され（以下、2018年に公表された収益認識に関する会計基準および関連する適用指針をあわせて「2018年会計基準」という）、その後2020年3月31日に、主として開示（表示および注記事項）についての改正がなされている。2020年に改正された収益認識に関する会計基準（および関連する適用指針）

も、各企業の実情を踏まえて注記

（以下、あわせて「2020年改正会計基準」という。また、同基準の項

番号を引用する際は「基準○○項」、関連する適用指針の項番号を引用する際は「適用指針○○項」という）は、2021年4月1日以後開始する会計年度（本稿では連結会計年度および事業年度の両方を指すものとする）の期首から適用される。ただし、2020年4月1日以後開始する会計年度の期首から早期適用することも認められている。また、追加的に、2020年4月1日に終了する会計年度から2021年3月30日に終了する会計年度までにおける年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表からも早期適用が認められている。したがって、12月決算企業においては、2020年12月に終了

する会計年度から2020年改正会計基準を適用することも可能となっている。

また、2020年改正会計基準における改正を踏まえ、関連する法令等についても改正が行われている。

したがって、本稿では、2020年12月期の収益認識会計基準の早期適用のポイントとして、2020年改正会計基準における開示に関する改正のうち、開示目的等の特徴的な論点を中心に紹介したうえで、関連する法令等の改正において、2020年改正会計基準における改正がどのように反映されているかもあわせて紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

公表の経緯および適用時期

(1) 2020年改正会計基準

2020年改正会計基準の公表の経緯および適用時期については、「はじめに」に記載したとおりである。なお、12月決算企業においては、2020年12月期末の段階で、2018年会計基準も引き続き適用

【この章のエッセンス】

●12月決算企業においては、2020年12月期において、2020年改正会計基準が適用できる。

●2020年改正会計基準においては、必要な注記を検討するにあたって、企業は、開示目的に照らして重要性を考慮するというアプローチが採用されている。

●2020年改正会計基準における改正を踏まえ、収益認識に関する注記について財規および会社計算規則の改正が行われた。財規においては、開示目的に照らして注記事項の要否および内容を判断するとする考え方が示された。また、会社計算規則の改正にあたっては、各企業の実情を踏まえて注記